

2018年10月号
(2018/10/12)

四谷大林税理士法人だより



— 目次 —

- 平成30年10月の税務
- 「領収書」と「領収証」

四谷大林税理士法人

〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町
12番3号

TEL : 03-3225-6570
FAX : 03-3225-6571

E-MAIL : info@yogrp.jp

いつもお世話になっております。

日増しに秋も深まり、朝夕は肌寒く感じます。

秋の夜長、いかがお過ごしですか。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

平成30年10月の税務

10/10

- 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10/15

- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10/31

- 8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

＜税務/会計トピックス＞

「領収書」と「領収証」

◆「領収書」か「領収証」か？

民法では「受取証書」としてしています。要は金銭を支払った者が受け取った者に、受け取った旨の証拠となる書類の交付を請求でき、その請求に基づいて公布された書面を「受取証書」としてしています。

これがいわゆる「領収書」又は「領収証」です。「金銭の受取」を「領収」と言うことから「受取証書」が「領収証書」となり「領収書」や「領収証」として一般に使われているものと推測されます。

その意味ではどちらも同じで、どちらでも良いということになります。

◆国税庁では領収書≧領収証

「領収証」や「領収書」が関係する税法は印紙税法です。国税庁は以下のように言っています。

〈金銭又は有価証券の受取書や領収書は、印紙税額一覧表の第17号文書「金銭又は有価証券の受取書」に該当し、印紙税が課税されます。受取書とはその受領事実を証明するために作成し、その支払者に交付する証拠証書をいいます。したがって、「受取書」、「領収証」、「レシート」、「預り書」はもちろんのこと、受取事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」とか「了」などと記入したものや、お買上票などでその作成の目的が金銭又は有価証券の受取事実を証明するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。〉

総称として「領収書」と言いその中の一つとして「領収証」を上げています。

◆受領の事実とは支払いの事実

「領収書」であれ「領収証」であれ、受領事実を証明するために作成された証拠証券ですから、逆にその「領収書」や「領収証」を貰った側から言えば、払った事実を証明する証拠証券でもあります。ですから支払った経費等の証明資料として、非常に便利な資料となるわけです。

しかし、銀行を経由して振り込んだ場合は、銀行取引の明細を見れば支払いの事実は証明できますので、領収書や領収証の発行をしない場合が多いのです。カード決済の場合も、カード決済の明細書を保管しておけば支払いの事実は証明できます。ただその支払いが経費か否かは内容によりますので、何に使ったかわかるようにしておく必要があります。

※自由入力欄(この文字を消し、顧問先へのひとことなどを記入ください)

添付:経営者の皆様:「後継者はお決まりですか」

円滑な授業承継のための3ステップ もお読みください。

お問合せは 四谷大林税理士法人 まで。お待ちしております。